

## 「わがまちサンガ応援隊」会則

### (名称)

第1条 本会は、「わがまちサンガ応援隊」(以下「本会」という。)という。

### (目的)

第2条 本会は、京都サンガ F.C. のホームタウンそして、ホームスタジアムがあるまちとして、京都サンガ F.C. をわがまちの誇りとして、まちの賑わい創出、地域経済の活性化、スポーツ文化の振興などに資する取組を『かめおか<sup>(は、)</sup> = サンガ 大作戦』と称し、各種団体相互における情報共有及び連携する中で、それぞれの活動がより活性化することを目的とする。

### (構成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同し活動する団体(以下「団体隊員」という。)及び個人隊員で構成する。

### (取組)

第4条 本会の隊員は、第2条の目的を達成するため、各々次の取組を行う。

- (1) 「京都サンガ F.C. を」まち全体で応援することに関する事
- (2) 「京都サンガ F.C. との」まちの賑わい創出に関する事
- (3) 「京都サンガ F.C. と育む」まちの地域経済活性化に関する事
- (4) 「京都サンガ F.C. との」スポーツ文化の振興に関する事
- (5) 「京都サンガ F.C. と育む」人々の繋がり形成に関する事
- (6) 「京都サンガ F.C. の」ホームゲームで迎えるアウェイチームサポーターのおもてなしに関する事
- (7) その他、京都サンガ F.C. が「わがまちの誇り」という気運醸成に繋がる『かめおか<sup>(は、)</sup> = サンガ 大作戦』の取組に関する事

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
  - (2) 副隊長 5名以内
  - (3) 顧問 若干名を置くことができる。
2. 隊長は、総会において選任する。
3. 副隊長は隊長が指名し、総会において承認する。

### (役員の仕事)

第6条 隊長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その仕事を代理する。
3. 顧問は、本会事業等に適宜助言を行い、会議に出席し意見を述べることができる。

(会議)

第7条 会議は役員会及び総会とし、必要に応じて隊長が招集する。

2. 役員会は役員で構成し、本会の重要事項を審議する。
3. 総会は役員及び団体隊員の出席により、隊長が必要と認めたとときに開くことができる。
4. 総会は、会則の制定、改廃、役員の承認の審議及び、情報交換の場とする。
5. 会議の議長は、隊長または、あらかじめ隊長が指名した者が行う。
6. 会議の議事は、出席者の過半数により決する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は亀岡市生涯学習部生涯スポーツ課内に置くものとする。

(解散)

第9条 本会の解散は、役員の過半数の提案により、総会出席会員の3分2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に隊長が定める。

附 則

(実施の時期)

1. この会則は、本会設立の日から施行する。